

与謝野町立市場小学校 いじめ防止基本方針

令和5年7月

与謝野町立市場小学校

与謝野町立市場小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

市場小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府・与謝野町・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定、国のいじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日改定）及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）、与謝野町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、市場小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。

なお、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、以下に定義する「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

2 いじめの防止等の組織（いじめ防止対策委員会、生徒指導部会）

（１） いじめの防止等に関する取組を実効的に行う「いじめ防止対策委員会」を置く。

（２） 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、高学年担任代表、低学年担任代表

※必要に応じて該当担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等を加える。

（３） 「いじめ防止対策委員会」は毎月 1 回程度、開催する。なお、特に必要があるときは、緊急に開催する。

（４） 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。

ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ 関係機関、専門機関との連携

エ いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

オ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定

カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定

キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態発生防止のための取組の推進

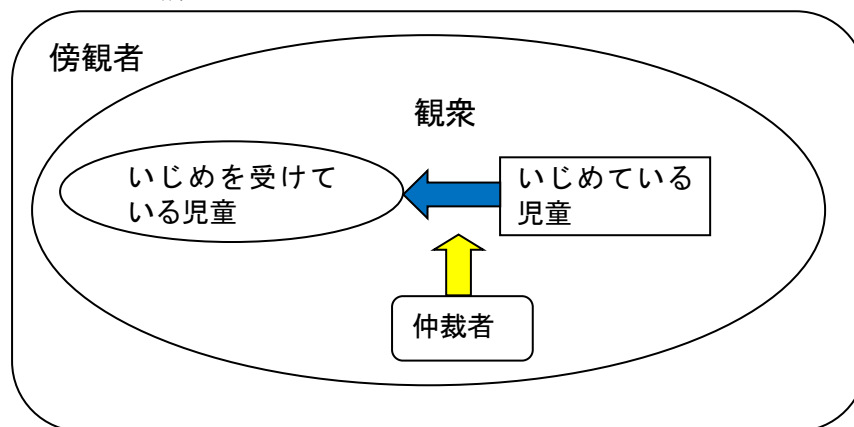
- (5) 生徒指導部会では、定期的に現状と課題についての情報交流を行い、共通認識を図る。
また、金曜日終礼にて全職員で児童交流を行い、児童実態把握に努める。

2 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめは、「どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識のもと、どの児童も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

(2) いじめの構造



(3) いじめの未然防止のための取組

ア 分かりやすく規律ある授業の推進

(ア) 「思いを豊かに表現し、主体的に人間関係を築く児童の育成」となる授業研究並びに言語活動の充実

(イ) 学習意欲の向上

(ウ) 時刻・時間を遵守する規範意識の醸成

(エ) 自己学習に有用なノートづくり・家庭学習の指導

(オ) 教室環境の整備

イ 自己有用感をはぐくむ取組の推進

(ア) 行事の趣旨に沿った学級づくりの推進

(イ) 生徒指導の四つの視点を生かした学級経営の推進

(ウ) ピア・サポートの推進（異年齢集団活動、保幼小中高連携）

ウ 人と豊かにつながる心をはぐくむ取組の推進

(ア) 道徳教育の充実と全校一斉共通価値項目の指導

(イ) 児童課題に即した人権教育の推進

(ウ) 地域社会とつながる体験活動の場の設定

(エ) 読書に親しむ風土の醸成

(オ) 学習規律や生活のルールなどの規範意識の醸成

(カ) ソーシャルスキルトレーニングや構成的エンカウンターなどによる望ましい人間関係を築くスキルやコミュニケーションスキルの向上

- エ 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進
「学級集団づくり」についての校内研修の実施

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や訴えのサインを見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア 児童の実態把握

(ア) Q-Uアンケートを活用した客観的な児童の実態把握

(イ) 観察法、面接法を用いた児童の現状把握

(ウ) 学級集団についての主観的な把握

(エ) 保護者との連携の中での児童の実態把握

イ 情報の集約と共有

(ア) いじめに関する情報は、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で共有する。

(イ) 「いじめ防止対策委員会」における情報は、全教職員で共有する。

(ウ) 緊急の場合は、臨時に職員会議を開催し情報を共有する。

ウ 年間3回、全児童を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査を実施

(ア) 質問紙調査 : 6月、11月、2月

(イ) 聞き取り調査 : 6月、11月、2月

エ 相談体制の整備と周知

(ア) 年2回教育相談週間を実施する。(7月、12月)

(イ) 校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。(相談窓口:保健室)

(ウ) スクールカウンセラーやまなび生活アドバイザー(スクールソーシャルワーカー)、与謝野町適応指導教室(トライアングル)、与謝野町教育相談室(クローバールーム)等と情報を共有し、適切な支援を受ける。

(エ) 「いのちの電話」の紹介

4 いじめに対する取組

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

ウ 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞く等いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、与謝野町教育委員会に報告する。

エ いじめられた児童、その保護者への支援を行う。

オ いじめた児童への指導を行うとともに、保護者によりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。

カ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。

キ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(3) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

イ インターネット上の不適切な書き込み等については、保護者や関係機関と連携し、証拠保全に努めるとともに、適切な手続きを経て削除する措置をとる。

ウ 情報モラル教育を推進するとともに、いじめ防止等のための啓発活動を行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、単に謝罪をもって終わるものではなく、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

(ア) 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上のいじめを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(イ) いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(ウ) 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(ア) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(イ) 「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを作成し、確実に実行する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害をこうむった場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間 30 日を目安とする。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして取り扱う。

(2) 重大事態が発生した場合は、直ちに与謝野町教育委員会へ報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、国のいじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日改定）及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）及び京都府、与謝野町いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

(3) 学校で行う調査の状況については、必要に応じて関係児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

(4) 調査結果を与謝野町教育委員会に報告する。

(5) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

6 関係機関との連携

(1) 家庭・地域社会との連携

ア 児童・保護者のプライバシーに配慮しながら必要に応じて、PTA との連携を進める。

イ いじめの防止等に関する基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

警察や児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

7 その他

(1) この基本方針は、PDCA サイクルにより 3 年の経過を目途に見直しを図る。

(2) この基本方針は、平成 26 年 5 月より施行する。

付記

平成 29 年 3 月 31 日 改訂

令和 元年 7 月 31 日 改訂

令和 5 年 7 月 31 日 改訂